

※意見番号No.39について、意見番号の重複を訂正いたしました。

※意見番号No.28、33、36、38について、「いただいたご意見に対する考え方」を補足いたしました。

※意見番号No.5、6、21、33について、「河川整備計画(原案)における該当箇所」を訂正いたしました。

第5回 木曾川水系流域委員会

パブリックコメントでいただいた 意見とそれに対する考え方

令和2年2月13日

国土交通省 中部地方整備局

令和元年12月16日～令和2年1月28日において、パブリックコメントを実施した結果、45件のご意見をいただきました。貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。

※以下に該当する恐れのある意見につきましては、一部黒塗りさせております。ご了承ください。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

「水防災意識社会の再構築」に
いただいたご意見

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
1	FAX	木曾川が一宮市で破堤した場合、下流部はどうにもならない。破堤したことを知らせるためラジオを普及させる必要がある。	<p>いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-39)「洪水時に住民が危険性を認識できるよう、洪水時のリアルタイムな水位状況の把握に特化した水位計である「危機管理型水位計」及び河川や河川管理施設のリアルタイムな状況把握を充実させるカメラである「簡易型河川監視カメラ」を活用した監視体制の充実を図るとともに、情報提供の仕組みを構築する。なお、スマートフォン等を活用した洪水予報等をプッシュ型で情報提供するためのシステムについて、双方向性も考慮して整備に努めるとともに、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係する地方公共団体と連携・協議して有効に活用する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p> <p>なお、スマートフォン等を活用した洪水予報等(氾濫発生情報を含む)をプッシュ型情報提供する取組については、平成30年5月より運用を開始するとともに、リアルタイムの水位情報やカメラ画像については、引き続き「川の防災情報」において配信して参ります。</p>	第3章 第2節 第1項9 危機管理対策(4)水防に関する連携・支援 P3-39
2	HPフォーム	現在の状況、危険地域などの情報を住民にきちんと伝えていただくことが一番大切だと思います。そうでないと自主的に判断し責任を持って行動できず、責任転嫁をすることにもなりかねません。	<p>いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-38)「想定最大規模降雨の洪水が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として、木曾川水系では平成28年(2016)12月22日に告示し、多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で提供することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図る。また、想定最大規模降雨の洪水により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を公表し、地方公共団体等と連携し住民への周知の徹底を図る。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p>	第3章 第2節 第1項9 危機管理対策(4)水防に関する連携・支援 P3-38
3	FAX	以前はどうだったのか、どこに問題があったのかを明記することで、「再構築」という言葉に説得力が生まれると思った。	<p>いただいたご意見につきましては、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備えるため、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曾三川上流(または下流部)の減災に係る取組方針」に記載の取組を各構成機関と一体となって進めて参ります。</p>	-

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
4	メール封書	<p>ハード対策のみでは水防災に対応しきれない、ソフト対策も必要だ、という問題意識は、河川管理者においてもようやく定着してきたようであるが(20年遅い!)、まだ「縦割り行政」を脱却できていないために「河川管理者がハードで対策できない分は、情報を提供するから、あとは自助努力(自己責任)で」という無責任な話にすり替わってしまっている。(「住民の防災意識の向上を図る」!! 防災意識の低い住民が悪い? 河川管理者によるハード整備に頼れ、と何十年にもわたって住民に刷り込みを行ったのはどこのどちら様だったっけ? 住民の自主的な防災意識を、河川管理者こそが奪ったきたことにつき、まずは文書の上でも十分な反省を示すべきだ。)</p> <p>川は溢れる。目標とする規模の洪水を流下させることができたとしても、想定規模を超える洪水は発生しうる(今後はますます頻繁に)。さらに、大臣管理区間ではない場所であれば、本川でも目標とする規模の洪水を安全に流下させられない箇所は、気が遠くなるくらい沢山存在するし、支川となれば、遙かに小さい規模の洪水でも安全に流下させられない結局「川は溢れる」。</p> <p>今改めてハザードマップをみれば、とても安心して居住出来ないような場所に、かつては行政が率先して住宅開発を進めてきた。ここ四半世紀というスパンでも浸水の危険を伝えずに、行政は建築確認を出してきた。都市計画/建築確認は河川管理者の権限の範囲外である、ということで免罪されると考えるとしたら、あまりにも「縦割り行政」感覚に浸りきっている(=住民安全を守る、という根本よりも、行政組織の論理を優先する、悪い意味での「行政マン感覚」といわざるをえない。甚大な水害被害に遭った住民にとって「都市局の責任か」「河川局(水管理・国土保全局)の責任か」など、全く関係ない。</p> <p>また、21世紀に入ってからさえ、河川管理者は「ダムさえ出来れば安全になる」という虚偽宣伝を振りまいてきた。河川管理に携わる河川技術者は、個人としては「ダムさえ出来れば安全になる」というお伽噺(遅くとも1990年代以降は)信じていなかっただろうが、組織としての河川管理者は「ダムさえ出来れば安全になる」という「誤解」を積極的に解こうとせず、ときにはその「誤解」を積極的に醸成することさえしてきたのが実態である(揖斐川流域に暮らす住民として、その事実を詳しく見聞してきた)。</p> <p>「ダムさえ出来れば安全になる/上流にダムができる(できた)のだから安全なはずだ」と信じて危険箇所家を建てた本人が悪いのだろうか? 一般の人間にとって、家など一生に一度の買い物である。不良品を掴まされていたと気づいたからといって、おいそれと買い換えることはできない。大雨が降るときは、ひたすらハザードマップを眺め、スマホの情報に一喜一憂し、最後は自己責任で命からがら逃げるしかない、というのであろうか?</p> <p>河川政策は「河川」の範囲で完結するはずがない。人命・財産を本気で守るには、現行の縦割り法制度の枠内では無理なのだ。河川法、都市計画法、水防法の枠を越え、積極的に「流域治水」を推進すべきである。(上述の例一危険箇所に住宅を建ててしまったーといえば「建て替え」が容易にできるように資金援助をする、など。気が遠くなるような先の話になってしまう堤防整備の完成を追求するよりも、遙かに安価に短期間で危険防止に結びつけられる)。</p> <p>「河川整備計画変更」という枠では、上述のようなところまで踏み込めないのは理解するが当該箇所の記述は、結局のところ「空虚、無意味、無内容、無責任な言葉ヅラの帳尻合わせ」となっていると指弾せざるをえない。</p>	<p>いただいた「河川法、都市計画法、水防法の枠を越え、積極的に「流域治水」を推進すべきである。」とのご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-16)「流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、木曽川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら検討・促進する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項 4危機管理対策(2)被害を最小化するための取り組みP3-16</p>

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
5	メール	<p>・第3章第1節第1項4(2)について、木曾川右岸62.4k付近、迫間川合流点から上流に広がる前田及び北新町地区の一部は、昔から毎年2～3回の出水毎に遊水地となって冠水していました。伊勢湾台風並びに58水害以降の河川整備により勝山陸閘門等が整備されましたが、迫間川流域については浸水被害の危険性については未解消です。高山本線の高盛土も含め上流域には集落・公民館等もあり、昨今の豪雨災害には対応できていません。前田地区の遊水機能は保全する中で、こうした支川(県管理)についても、関係機関と連携をとって被害を最小化する整備計画として頂きたいです。</p> <p>・前段の第3章第1節第1項2堤防強化(P3-6)表-3.1.10にある右岸坂祝町勝山62.4k付近の“堤防整備による堤体強化”は、上記懸念の解決策となりますか？</p> <p>・この合流点下流右岸62.1k～62.3k付近についても、樹林伐開を実施すべきでは？</p> <p>・坂祝町内の木曾川沿川は、木曾川を架樋(トイ)のように山側に押し込めた結果、川と触れ合う機会はほとんどなくなりました。洪水時に樋管管理の為樋門に張り付いた折、木曾川の濁流を目の当たりにしましたが、まさに川が吠えている状況でした。日本ラインと言われたこの区間は、流れが高速かつ水位上昇もかなり短時間です。水防活動にもこのスピードを考慮した対策が必要と考えます。かなり強固に作られた堤防で安心ですが、未だかつてない想定外の災害が発生する時代なので、この区間に合わせた水防活動対策を支援していただきたいです。</p> <p>・水位計の更なる増設、樋管管理の機械化・無人化等、研究・検討願いたいです。</p>	<p>・いただいた「前田地区の遊水機能は保全する中で、こうした支川(県管理)についても、関係機関と連携をとって被害を最小化する整備計画として頂きたい」「右岸坂祝町勝山62.4k付近の“堤防整備による堤体強化”は、上記懸念の解決策となりますか？」とのご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-1)「河川の整備にあたっては、…(略)…地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」に記載の通り、岐阜県と調整しながら取り組んで参ります。</p> <p>・いただいた「合流点下流右岸62.1k～62.3k付近についても、樹林伐開を実施すべき」とのご意見につきましては、今後の河川の状況等により、必要に応じて実施して参ります。</p> <p>・いただいた「…(略)…水防活動対策を支援していただきたい」とのご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-38)「市町村が主体となって実施する水防活動については、国土交通省、県、水防管理団体が連携し、出水期前に重要水防箇所の合同巡視や情報伝達訓練、水防技術講習会、水防訓練等を実施し、水防上特に注意を要する箇所の周知や水防技術の習得を図るとともに、水防活動に関する理解と関心を高め、洪水等に備える。また、国土交通省では、水防警報の発表により、水防団等による水防活動の的確な支援及び水防団員の安全確保に努める。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p> <p>・いただいた「水位計の更なる増設、樋管管理の機械化・無人化等、研究・検討願いたい」とのご意見につきましては河川整備計画本文(P3-39)「洪水時のリアルタイムな水位状況の把握に特化した水位計である「危機管理型水位計」及び河川や河川管理施設のリアルタイムな状況把握を充実させるカメラである「簡易型河川監視カメラ」を活用した監視体制の充実を図る」に記載の通り、取り組んで参ります。</p>	<p>第3章 河川の整備の実施に関する事項P3-1</p> <p>第3章 第2節 第1項9 危機管理対策(4)水防に関する連携・支援 P3-38</p> <p>第3章 第2節 第1項9 危機管理対策(4)水防に関する連携・支援 P3-39</p>

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
6	メール	<p>第3章第1節第1項4(2) 被害を最小化するための取り組みについて ハードソフト対策として、「伝統的防災施設」である堤防不連続部(霞堤)により従来から遊水機能を有する地域については、当該地域の保水・遊水機能を適切に確保するため、関係地方公共団体に、当該地域を建築基準法39条の災害危険区域に指定することや都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分において市街化区域にするのを制約することを促して、その機能の積極的な保全に努め、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら促進する。」を追加する。(後記長良川遊水地に対する意見(2)と同旨)</p>	<p>いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-16)「流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、木曾川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら検討・促進する。」に記載の通り、取り組んで参ります。 なお、「当該地域を建築基準法39条の災害危険区域に指定することや都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分において市街化区域にするのを制約することを促して」にあるような具体的な対策については、今後、関係機関と連携・調整しながら検討して参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 P3-16</p>
7	FAX	<p>※令和元年12月変更であるならP3-17※2の愛知県の中が「あま市」に変更されていない。H25.8.30濃尾平野の排水計画では「あま市」に変わっている。</p>	<p>七宝町、美和町、甚目寺町を訂正し、あま市に修正します。</p>	-
8	メール	<p>本河川整備計画(変更原案)に特段の異論等ございません。 要望事項として、木曾川上流域(長野県管理区域)において、昨今の異常気象による洪水に対する流域住民の危機感は、非常に高くなっています。また、上流域の被災により下流域の方々にも漂流物等のご迷惑をかけることは必至であると考えます。是非、長野県の木曾川圏域河川整備計画策定にご指導、ご協力いただけますようお願いいたします。</p>	<p>長野県にもこのような意見があったことを伝え、整備計画の策定に向け、技術的な助言を行って参ります。</p>	-
9	FAX	<p>地域住民の声をとりまとめた結果、以下のとおり意見として提出いたします。 本整備計画(変更原案)については特に意見はありません。なお、河川の整備は一体的な計画に基づき推進することが流域住民にとっての安全・安心に繋がるものと考えます。このため、長野県、岐阜県、そして国直轄に分けられている整備計画を一本化する方向で検討を要望したい。長野県と岐阜県の調整が難しいとの現状を聞いているが、国が主体となった調整会議により、課題を整理して一刻も早い整備計画策定にご協力をお願いしたい。</p>	<p>岐阜県、長野県にもこのような意見があったことを伝え、整備計画の策定に向け、技術的な助言を行って参ります。</p>	-

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
10	FAX	<p>地域住民の声をとりまとめた結果、以下のとおり意見として提出いたします。 長野県の管轄区域となりますが木曾川上流域における河川整備計画が未策定となつておりますので、長野県が策定する木曾川圏域河川整備計画にご協力いただきますよう要望します。</p>	<p>長野県にもこのような意見があったことを伝え、整備計画の策定に向け、技術的な助言を行って参ります。</p>	-
11	HPフォーム	<p>長良川右岸の堤防遊歩道道路の長良橋⇄金華橋⇄忠節橋の間で河川敷内のクルミなどの全ての樹木が樹木伐採されているが、これは岐阜市民の意見を聴取した結果なのでしょうか？例えば、岐阜市議会、岐阜市役所、地元学区の自治会連合会などの同意を得られたのでしょうか？以前にも長良川右岸の岐阜都ホテル付近の堤防の桜並木を岐阜市が勝手に樹木伐採して問題になったことがあります、その繰り返しではないでしょうか。市民がウォーキング、ジョギングに毎日利用している道路の樹木をすべて樹木伐採することは住民無視であります。早速に代わりの樹木を移植してください。</p>	<p>当該箇所の伐開の目的としましては長良川の治水機能の維持管理を目的としています。昨年度、長良川はH30.7豪雨により約14年ぶりの大規模出水に見舞われ、忠節橋の水位が出動水位を大幅に超え避難判断水位に迫るまで上がっております。そのため、流下能力の阻害、河川管理上支障となる河道内の樹木を伐採する取り組みを行っています。伐採にあたっては、地元・岐阜市との調整の上、進めております。</p>	-

「良好な自然環境の保全・再生及び魅力ある水辺空間の創出」に
いただいたご意見

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
12	FAX	水辺のふれあい拠点等の費用を全て廃止して、その分を除草、河導掘削、樹木伐採し、蛇行部分の補強費用にあてるべき計画にする必要があると思う。	いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-1)「河川の整備にあたっては、「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、…(略)…総合的な視点で推進する。」に記載の通り、取り組んで参ります。	第3章 河川の整備の実施に関する事項P3-1
13	HPフォーム	長良川中流域では、建設省時代に行った護岸のための木工沈床や柳や竹を撤去しコンクリート護岸にする工事が進んでいます。これらは治水にも魚類などにも優しい工法だったのではないかと思います。今までも堤防補強に役立ち、良い景観を作り出していたと思います。治水と環境保全の両立は難しい面も多いとは思いますが、できる限り両立できるようご配慮ください。	いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-1)「河川の整備にあたっては、「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目標が調和しながら達成されるよう、…(略)…総合的な視点で推進する。」に記載の通り、取り組んで参ります。	第3章 河川の整備の実施に関する事項P3-1
14	FAX	小見出しが「川と人とのふれあい」に対して、本文で「治水上及び河川利用上の安全・安心」とあり、読み手が混乱する。	市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携にあたって、河川管理者が整備する河川管理施設について記載をしています。よって本文上では「治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を実施する」と記載しています。	-
15	FAX	「木曾三川流域ネットワーク」の概要と必要性について説明があった方がわかりやすいと思った。	生態系ネットワークは、貴重な自然を保全するとともに、分断している自然を繋いでいき、自然の働きを回復させることによって、多様な生きものと生態系を守り育み、あわせて地域づくりにもつなげていく重要な取り組みのひとつであると考えています。なお、取り組みの説明は、木曾川上流河川事務所のHPで紹介しております。 http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/econet/index.html	-

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
16	メール	<p>本文 第3章第1節第3項2(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛西市かわまちづくりは拠点のネットワークとは別の内容で記載した方が良いと思います。(表3-1-39.40に追記)P3-24の(1)水辺のふれあい拠点の整備と違う目的で表現してはいかがでしょうか。(それに伴い附图の修正も必要と思います) <p>第3章第2節第3項2(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系ネットワーク推進協議会の目的について、「希少種の保護等」とありますが、その他に、「河川と堤内地における生物の生息生育環境の連続性等」を加えてはいかがでしょうか。「希少種の保護」は生物の生息生育や連続性のシンボルであって目的の一部かと思います。 	<p>かわまちづくりについては、P3-25(4)かわまちづくり支援制度の活用に記載されています。</p> <p>木曾三川流域の環境保全については、希少種の保護等を目的に各個の協議会が活動していましたが、関係機関が連携して流域一体となって取り組みを進めていくための基盤として、生態系ネットワーク推進協議会を設立しています。生態系ネットワークは、貴重な自然を保全するとともに、孤立分断している自然を連結し、自然の働きを回復させることによって、多様な生きものと生態系を守り育み、あわせて地域づくりにもつなげていくものです。今後も、関係機関が連携して流域一体の取り組みの推進を図って参ります。</p>	-
17	メール	<ul style="list-style-type: none"> ・各地でかわまちづくりが進行中ですが、坂祝地区でも「かわまちづくり」を検討したいです。名勝木曾川の中でも一番の見どころですが、各事業が個々バラバラの単発で終わっており、面的・複合的に取り組めたらと思います。各務原より下流域に比べて、坂祝より上流のネットワークが弱いと感じています。 ・坂祝小学校では、昭和30年代校庭前の木曾川によく授業でも出かけましたが、遊泳禁止になり堤防が出来て以降、児童等の姿は見かけません。学校教育でもこの“資源”を活用し、環境保全活動や防災・減災啓発活動に繋げていけたらよいと思います。現在の高水敷？の灌木・竹林を伐採するだけでも、沿川住民の感じ方・捉え方は違ってくると思います。木曾川沿川の中でも坂祝小学校ほど川に近い学校は、そうないのではないですか？新たな水辺空間の創出を期待しています。 ・61.7k付近の勝山～栗栖間の旧渡船跡(渡し)や右岸62.6k付近の旧勝山湊跡(名所)、64.3k付近右岸の「あし戸の茶屋」跡(十返舎一九作:木曾街道続膝栗毛図)等を活用出来ないか？検討したいです。 	<p>「かわまちづくり」は市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指して、今後も取り組みます。</p>	第3章 第1節 第3項2川と人のふれあいの増進(3)かわまちづくり支援制度の活用P3-25

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
18	HPフォーム	水位が高くなった時に邪魔になる樹木の伐採は仕方がないと思うが、すべて伐採するのは国土交通省のセンスを疑います。また市民の声を聞かない行政は安倍内閣の性格そのものです。	いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-33)「河川管理施設に影響を与える樹木及び河川巡視等に支障となる樹木については、環境に配慮し、抜開等を実施する。」に記載の通り、引き続き取り組んで参ります。	第3章 第2節 第1項3河道の維持(2)樹木の維持管理P3-33
19	メール	第3章第2節第3項2(1)の末尾に以下の文章を追加する。 「木曾三川沿川の地方公共団体との連携・協力がより良い河川環境を確立するために不可欠である。平成7年に長良川河口堰のゲートが閉じられてから、堰上流部は、水位変化のない湛水域となって様々な生きものが棲む豊かなヨシ原が90%消滅し、堰下流部の河床は、海からの汚れが堆積して酸素が消費され、還元状態のヘドロとなり、酸素を必要とする生物が生息できない状態となっており、堰は回遊魚の遡上・降下の障害となっている。長良川下流部の環境は、河口堰建設前に比べて大きく悪化している。このように悪化した長良川下流部の環境の回復・改善ためには、河口堰の開門が必要である。現在、愛知県では長良川河口堰最適運用委員会が設置され、河口堰の開門調査を提案し、そのための諸活動が行われている。愛知県の長良川河口堰最適運用委員会と連携・協力し、河口堰の開門調査を行う。」	木曾三川下流部のヨシ原減少要因は、高潮対策のための高潮堤防補強、洪水対策のための浚渫及び高水敷整備などです。一方、フォローアップ委員会において、治水事業に必要な個所を除く保全すべきヨシ原の分布状況はほぼ横ばいであり、保全すべきヨシ原は概ね維持されていると評価されています。 又、フォローアップ委員会では、環境への影響等についても、堰運用前後で環境に一定の変化はあったものの、近年、調査結果は概ね安定した推移を示していることから、適切に運用管理されていることを確認した、と総括されています。 なお、開門調査に対するスタンスとしては、河口堰を一時的でも開門すると塩水が遡上し、水利用ができなくなるため、開門調査は適切ではありません。	-
20	メール	河道掘削工事等の実施において、新たに「規制緩和の拡大」「民間が有する力の活用」等が加筆され、強調されていることは理解できません。変更(加筆)しないでください。 世界農業遺産に登録された長良川中流域とりわけ岐阜市内において、現在、河畔林の皆伐など景観・環境を全く無視した護岸工事や河道工事が大規模に進められています。まるで長良川の「水路化」工事で、貴重な遺産である長良川が壊されていくことに、市民の心を痛めています。現場では、不安を抱く周辺住民との軋轢がありますが、河川行政当局には現場状況が十分届いていないようです。川とのかかわりあいの中で、歴史的に地域住民と成り立っている確認や約束を反故にする工事や河川整備計画に反する工事も見受けられます。 加えて、鵜飼船や観覧船の場当たり的な河道工事は、市民や漁師のひんしゆくを買っています。 これらは、河川管理者の管理能力の喪失、現場職員の削減、当局内の業務の引継ぎの欠陥、民間業者への仕事の丸投げなどに原因があると考えます。 「治水対策」「国土強靱化」の錦の御旗の下で、景観・環境を全く無視した工事業者まかせの理不尽な河川事業が拡大する状況の下、地元住民の声を良く聞き行政の責任で河川整備と維持管理を進める体制づくりを「河川整備計画」に盛り込むべきです。	いただいたご意見については、社会資本整備審議会の答申「大規模広域暴雨を踏まえた水災害対策のあり方について」を踏まえ、速やかな樹木伐採や土砂掘削等を行うため、河川整備計画本文(P3-33)「実施にあたっては、規制緩和の拡大や制度の弾力的な運用による民間が有する力の活用を検討する。」に記載の通り、取り組んで参ります。 また、「地元住民の声を良く聞き行政の責任で河川整備と維持管理を進める体制づくりを「河川整備計画」に盛り込むべき」とのご意見については、河川整備計画本文(P3-1)「河川の整備にあたっては、…(略)…必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」に記載の通り、取り組んで参ります。	第3章 第2節 第1項3河道の維持(2)樹木の維持管理P3-33 第3章 河川の整備の実施に関する事項P3-1

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
21	メール	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附図(環境)について、河川別にとりまとめられていますが、木曾川・長良川、長良川・揖斐川が隣り合って流下する区間は両河川の情報が記入されています。分かりにくいので単一河川の情報のみ表記した方が良いと思います。 ・巻末参考資料において、水辺の楽校実施箇所の記載漏れではありませんか。桑名市(木曾川)、輪之内町・海津町(長良川) http://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/24,11255,235,417,html 	<p>相互に関係する情報が記載されている箇所があるため、隣合って流下する区間については両河川の情報を記載しています。</p> <p>整備計画に記載された事業について示しています。桑名市と輪之内町・海津市の水辺の楽校は、整備計画策定(H20.3)以前に完成しているため記載していません。</p>	-

「長良川遊水地」に
いただいたご意見

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
22	HP	<p>川の流れが2本から1本にすることで道塚堤防へ負荷が多くかかる。掘削によって流量が増え、流れやすくと説明しているが、流量が増えた分、堤防への負荷は増える。また、堤防がカーブしているので、より一層負荷がかかる。道塚堤防は、以前からよく決壊していて、国交省の説明会でも係官から、道塚堤防は脆弱と明言している。横越地区の遊水地は、安全が担保出来ていないのではないのか。</p>	<p>遊水地整備に伴う中州部の河道掘削等により、従来の河道より流れをスムーズにすることで、遊水地前面において一定の水位低下効果を見込んでいます。 なお、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水地の概要」に記載の通り、遊水地の整備に取り組んで参ります。 整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1 水位低下 ②遊水地の 整備P3-5</p>
23	HP	<p>川の流れが2本から1本にすることで道塚堤防への負荷が多くかかり、道塚堤防への水圧が増す。道塚堤防の土台部分がかつては小俣川の川原だったことから水は浸透しやすくなる。地下への浸透が進み、浸透破壊が起きる可能性がある。千曲川の長沼地区に造られた桜堤がそのいい例である。浸透破壊については考慮に入れた遊水地計画か。</p>	<p>堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水地の概要」に記載の通り、遊水地の整備に取り組んで参ります。 整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1 水位低下 ②遊水地の 整備P3-5</p>
24	HP	<p>8月の遊水地の説明会に配布された資料で、横断面図が掲載されていた。その図によれば、越流堤の高さ610cm、道塚堤防の高さ617cmでわずか7cmの差。これだと洪水の時、ほぼ同時に越水する高さである。この程度の計画で説明会をし、これ以下の計画で横越は決定したことになる。横断面の計画を見る限り、国交省は左岸のことは考慮していないことになる。これでいいのか。</p>	<p>遊水地整備に伴う中州部の河道掘削等により、従来の河道より流れをスムーズにすることで、遊水地前面において一定の水位低下効果を見込んでいます。 なお、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水地の概要」に記載の通り、遊水地の整備に取り組んで参ります。 整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1 水位低下 ②遊水地の 整備P3-5</p>

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
25	HP	<p>雨量の想定で平成16年(2004年)を戦後最大としての計画とあるが、ここ数年地球温暖化によって、2004年を遙かに超えた雨量が全国各地で観測されている中、想定を見直す必要があり、当然計画も見直してしかるべきである。</p> <p>※1959年の伊勢湾台風の方が雨量は2004年の時より多かったので、戦後最大というのは間違いではないか。</p>	<p>気候変動の影響については、今後、流域委員会において意見を聴きつつ検討を行ってまいります。なお、現在の河川整備計画においては長良川では、戦後最大の洪水を記録した平成16年(2004)10月洪水と同規模の洪水が発生しても、安全に流下させることを目標としております。</p>	-
26	HP	<p>横越に遊水地が出来れば、水量、水圧が増すことによって、道塚堤防の起点にある余取川への逆流(バックウォーター)がさらに増大する。このことについて計画では全く触れていない。逆流が増大すれば、遊水地効果の2cm水位低下より多くの水位低下が起こる。うがった見方をすれば、これも見込んだ計画なのか。それも考えていないとすれば、遊水地を造るだけで他のことは考えていないというずさんな計画といってしまう。</p>	<p>遊水地整備に伴う中州部の河道掘削等により、従来の河道より流れをスムーズにすることで、遊水地前面において一定の水位低下効果を見込んでいます。</p> <p>なお、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水地の概要」に記載の通り、遊水地の整備に取り組んでまいります。</p> <p>整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んでまいります。</p>	第3章 第1節 第1項1 水位低下 ②遊水地の整備P3-5

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
27	FAX	<p>私は、長良川中流域の中島の圃場にて耕作をしている者です。(他に10名程有り)4年ほど前の平成26年末から木曾川上流河川事務所、[]が横越を訪問され、中島の下流の岐阜市の洪水被害対策として、現在の自然を破壊し遊水池を造成する原案を持ってこられました。以来、昨年5月迄数回説明会を開催され、横越は過去の水害の様な事は起こらないかと道路が広くなるとか良い話ばかりで、住民が何度も具体的な数値を示せと要求しましたが、武藤市長初め、お宅の職員も明確な答えは有りませんでした。素人考えでは、洪水時河川の内部で濁流の大水を堤防の同じ領域に溜めても、許容範囲以上の水量が押し寄せたら何の効果も無いように思われます。中島の土石を取り除き中央町の低地に埋め立てするような事業なら効果があると思われませんが・・・(川の流れが潤滑になるから)自治会で事業の推進をするとの議決でしたが、私は反対票を投じました。</p> <p>前日に引き続き二度目の投稿になりますが、ご検討をお願い致します。説明会では、具体的な内容は話されなかったのですが、後ほどの情報(令和元年度 第1回木曾川水系流域委員会資料-2)では、横越の中島のみで河川内に遊水池を造成し下流域の他所5ヶ所では開口部締め切りで河川外へ水を流す様な計画となっている様な報告書が公開されています。(知りませんでした。)</p> <p>前にも述べましたが、河川敷内で大量の水を溜めた所でオーバーフローした場合、何の効果も期待できるものではないと判断するのが常識だと考えています。説明会で16年の水害を引き合いに出されて説明なさっておりましたが、あの最中に区民は皆協力しあって、川から越水の状況を確認しながら注意していましたが、時間的に数分で、今までの越水の仕方と違って急に大量の洪水と化しました。あれは阿多技ダムが堰を切ったからだと思っていますが、説明では大雨でダムの上部からの越水であるとの説明でしたが、あれほど短時間に自然の降雨があると誰も思っておりません。</p> <p>木曾川水系河川整備計画(変更 原案)に対してのパブリックコメントを致します。私くしが投稿するのは三度目で恐縮ですが、広く多面的な観点からみて現行の計画は甘いものだと考えています。真摯に受け止め50年~100年の一度の水害に対処しての計画なら、予想も出来ない程の雨量が実際に現実となる前提で、長良川の水を小手先の方法で遊水池に一時的に溜める等の発想は幼稚過ぎると、思いにならないのかなあ? 現計画(6候補地)地近辺でも、大量の大雨被害で捌け場所がなく、床下・床上浸水のシミュレーションはなされたのでしょうか?</p> <p>確実にやらねばならない事業は、上流域で蓄積した土石を取り除き、河床を適正に戻し、流量確保すると同時に軟弱堤防箇所の掌握と補強工事。それに現在、全く不要で金食らいの(年間2億円ほどの維持管理費)長良川河口堰を完全撤廃し、大洪水が伊勢湾にスムーズに流れ出ていくのが正解だと思っています。</p>	<p>遊水池整備に伴う中州部の河道掘削等により、従来の河道より流れをスムーズにすることで、遊水池前面において一定の水位低下効果を見込んでいます。</p> <p>また、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水池の概要」に記載の通り、遊水池の整備に取り組んで参ります。</p> <p>整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1 水位低下 ②遊水池 の整備P3-5</p>

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
28	FAX	<p>①現在も大洪水時の河道幅は中島が冠水し、河道幅が3倍位になり流れますが、今後は河道幅が狭くなり遊水池が満水後は降水量が続けば水位が上昇続けると思います、右岸は遊水池の上流部より横越地区へ左岸は道塚堤防より越流又は破堤で濁流が流れ込み多くの住民に氾濫の危険が増大する。</p> <p>②山崎橋の橋桁に合せると兩岸堤防補強しても高くは出来ないと聞いております。</p> <p>③横越地区都計道延長上の河道に中農用水用堰堤設置あり掘削は出来ない、又洪水時砂利等の堆積で現在も河道底が上昇しています。流下水量が滞り本流水位の上昇により氾濫危険が増すと考えます。</p> <p>④中農用水の水路が遊水池計画の地下にあり、どの様に対応するのですか水路を上部に再設置すれば取水口も上流へとなり流れの変化が心配です。</p> <p>⑤計画の遊水池容量90万m3の数値ですが、越流堤が機能する頃には降雨と地下水で計画容量の多くが浸水済みと思われる、横越地区は排水機能が悪化し暗渠排水が機能するか心配です。</p>	<p>遊水池整備に伴う中州部の河道掘削等により、従来の河道より流れをスムーズにすることで、遊水池前面において一定の水位低下効果を見込んでいます。</p> <p>中農用水の水路については、遊水池整備による影響が想定される場合、現在の機能が確保されるよう対応して参ります。</p> <p>なお、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水池の概要」に記載の通り、遊水池の整備に取り組んで参ります。</p> <p>整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p> <p>また、今後の検討の進捗に応じて、説明会等を実施し、地域の方々の意見を伺いながら進めて参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1 水位低下 ②遊水池の 整備P3-5</p>

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
29	FAX	<p>河川内遊水地は、全国でも初めてと聞く。 高さ5m以上の巨大な遊水地を川の中に造れば対岸の堤防に圧力がかかり決壊につながりかねない。これまでも中有知地区では、堤防決壊により住民は多くの被害を受けている。何よりも川の中に障害物をつくるべきではないと考える。下流の水位を12cm下げるため100億の金を使うなんて信じられない。遊水地は、やめて河床のクツサクや堤防の強化を多くの住民は望んでいると思う。考え直してほしい。8月・9月住民説明会をやられたが、住民から出された不安や疑問について文章で回答すると言われたが今だに返答が無いのはなぜですか？国交省や県に大変不満とイキドオリをもっています。</p>	<p>遊水地整備に伴う中州部の河道掘削等により、従来の河道より流れをスムーズにすることで、遊水地前面において一定の水位低下効果を見込んでいます。 なお、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水地の概要」に記載の通り、遊水地の整備に取り組んで参ります。 整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。また、今後の検討の進捗に応じて、説明会等を実施し、地域の方々の意見を伺いながら進めて参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1 水位低下 ②遊水地の整備P3-5</p>
30	HPフォーム	<p>伝統的な治水工法を取り入れられることは治水にとって効果的ではと思います。美濃市の横越を見ての個人的な感想ですが、浚渫をするのは下流への負担軽減のため理解できますが、川の中に貯水池を造ることは遊水池になるのでしょうか。ここにかかる工事費を下流の他の多くの遊水池候補地を早く整備することに回してはどうでしょうか。そうしないと農地転用され遊水池にすることが難しくなるのではと思います。横越の場合、部落のすぐ上にあるゴルフ場が気になりました。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-16)「従来から遊水機能を有する地域については、木曾川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら検討・促進する。」に記載のとおり、取り組んで参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項4 危機管理対策(2) 被害を最小化するための取り組みP3-16</p>
31	FAX	<p>図「長良川遊水地施行箇所」中の横越の文字が読み辛い。</p>	<p>図を修正します。</p>	<p>-</p>
32	FAX	<p>H16の洪水後ずっと水位が高くなっている？ 当時の事情を知らないため内容がよくわからない。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、「河道整備流量を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な河道断面積が確保されていない場合には、水位低下対策として河道掘削や洪水流下の支障となる河道内樹木の伐開を実施する。」に記載のとおり、取り組んで参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1 水位低下 (1) 河道掘削・樹木抜開P3-2</p>

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
33	HPフォーム封書	<p>「従来から遊水機能を有する地域については、木曽川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れる」という考え方の方向性は悪くない。</p> <p>だが、今回、長良川で整備する遊水地として挙げられた2つの地区のうち、主要なほう(計画上の調節量で73%を占める)である「横越」についていえば、この考え方からも逸脱した奇妙なものである。</p> <p>1)情報の出し方について 「横越」を候補地とした住民説明会などは、遅くとも2015年には開始され、計画案に関するさまざまな「図」等も出されている。公表されている木曽川水系流域委員会資料でも、(確定的とはいわないし、肝心なところがよくわからないものであるが)およその計画図(断面図も)も出されている。しかし、今回「河川整備計画変更原案」として意見募集に付した資料には、単に「横越」という地名と4万分の1の地図があるだけで、意見の出しようもないものである。</p> <p>「正式に決まっていないから(情報は)出せない」とする一方で「正式に決まった」ら、もう住民・市民には口を出させない、という昔ながらの「お上」手法の全面展開ではないか。これは1997年河川法改正の意味も没却するもので河法第16条の2第4項に則って行われている今回の「ご意見募集」を、河川管理者自らが無意味化している、と批判せざるをえない。</p> <p>以下、今回の「ご意見募集」の資料にはないが、木曽川水系流域委員会資料や、木曽川上流河川事務所への聞き取り、たまたま入手した住民説明会資料や現地見学等で得た情報を基に、意見(懸念というべきか)を述べる。</p> <p>2)河道内の遊水池？ 一般的に「遊水池／遊水機能を有する地域」とされるのは、河道外にあって、大きな規模の洪水次にだけ浸水し、貯留機能を果たすものである。河道内の「遊水池」というのはかなりレアなケースであり、「遊水池」として相応しいのか、大いに疑問がある。木曽川上流河川事務所にお問い合わせしたところ、他の事例として荒川調節池を紹介してきた。しかし、荒川調節池はもともと「河道内貯水池」として利水目的に作られたものであり、歴史的・社会的条件も、規模も全く異なるので、比較して論じる対象たりえない。</p> <p>常識でいえば、河道内に工作物を作ることで、当該箇所及び上流部分を現況より危険にしてみようと考えられる。「いや、そうではない」と言うなら、その根拠を示すべきで、「河川整備計画に位置づけてから設計に入るの、今は示すことができない」というのは、河川法16条の2第4項を「嘗めている」。また、「今後、地元と十分に話し合っていく」などという、何の担保にもならない(「地元を無視して進める」などと公言する役人は存在しないであろう。そこでいう「地元」とはどういう範囲のどういう人々を指すのか、その意見はどう反映されるのか、さっぱりわからない)。</p> <p>また、圍繞堤の高さが左右両岸堤の現況の堤防高より遙かに高い、というのも大いに懸念させるところである。(→3)、5))</p>	<p>遊水地整備に伴う中州部の河道掘削等により、従来の河道より流れをスムーズにすることで、遊水地前面において一定の水位低下効果を見込んでいます。</p> <p>内水処理についても、遊水地整備に伴いその機能が損なわれることのないよう、関係機関と調整しながらその方式・構造を検討して参ります。</p> <p>なお、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水地の概要」に記載の通り、遊水地の整備に取り組んで参ります。</p> <p>整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p> <p>また、今後の検討の進捗に応じて、説明会等を実施し、地域の方々の意見を伺いながら進めて参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1水位低下 ②遊水地の整備P3-5</p>

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
33	HPフォーム 封書	<p>3) 左岸の問題 河道内に圍繞堤を作ることによって、一定水位(貯留池に流入させる越流堤の高さ)までは河道幅が現況より狭小になると考えられる。河道掘削等で河道断面を確保するというが、「河道が狭くなる」ことによる左岸堤防への負荷の増大は避けられないのではないか。また、当該箇所は右に向かって湾曲しており、上流から来る水(及び倒木等)は左岸堤に当たってしまう箇所である。ここの負荷を増大させることは危険であると思われる。 左岸堤の現況の高さはHWL+0.3mそこそこ。計画堤防高はHWL+1.5mとなっているらしいが、これがいつ実現するのか、具体的な計画は存在しない。皮肉を込めて、この箇所では、一定規模の洪水では、確実に越流が起こることで破堤には至らない、あるいは破堤までの「時間稼ぎ」は可能なかもしれない。その際にはこの地点で合流する余取川へのバックウォーターも含めて、まさにハザードマップに示されている通り、左岸側は、一面浸水することになるであろう(河道内に作られようとしている「遊水池」に流入・貯留されよりずっと大量の水が、長良川本川から溢れ出ると想像される)。当該箇所左岸は、水田が広がり(病院は高く土盛りして作られている)、一見すると浸水によって大きな被害は(少なくとも人的被害や床上浸水被害は)ないかのように見える。しかし、ここより南部(当該箇所より低い)の東海北陸自動車道・美濃IC付近は、積極的に「開発」されており、新たな住宅も建っている。 美濃市南部(及び開発北部)の長良川左岸に新たに入ってきた住民は、「何も知らされないまま危険に晒される」という計画となってしまっていないか。</p> <p>4) 右岸の問題 横越地区は、背後の山のほうからの水が流れ込む地域である。遊水池の圍繞堤が作られれば、長時間そこに高い水位の水が留まることになる。これまで中洲下端付近で排水されて水はどうなるのか。「河川整備計画に位置づけてから設計に入るの、今は示すことができない」「今後、地元と十分に話し合って進めていく」という状態で「とにかく河川整備計画に位置づけるのが先」というのは、順序が逆である。</p> <p>5) 下流都市部のために上流の住民は犠牲になるのはやむをえない？ 「従来から遊水機能を有する地域」というのは、洪水時にそこに水が貯まることで、下流への負荷を軽減する機能を担ってきた。そういう意味では、美濃市、関市あたりに多々存在する「従来からの遊水機能を有する地域」が岐阜市街地を洪水被害から守ってきたともいえる。 だからといって、下流都市部のために上流の住民は犠牲になるのは当たり前」という話ではなからう。現況より治水における安全度が低下する犠牲を、現にそこに居住する住民に強いてはならない。 今回の「横越」遊水地の計画は、「安い値段で土地が取得できる」「本来2008年の河川整備計画で位置づけなければならなかった『宿題』を計画文言上は果たすことができる」という河川管理者の一方的「都合」によるものと思えない。 本来、最初に策定した河川整備計画にきちんと位置づけるべきものを10年以上放置してきたのである。ここで強引に「横越」という地名(場所)と「遊水池」を結びつける必要はない。 改めて「見直し」「出直し」を求める。</p>	<p>遊水地整備に伴う中州部の河道掘削等により、従来の河道より流れをスムーズにすることで、遊水地前面において一定の水位低下効果を見込んでいます。 内水処理についても、遊水地整備に伴いその機能が損なわれることのないよう、関係機関と調整しながらその方式・構造を検討して参ります。</p> <p>なお、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水地の概要」に記載の通り、遊水地の整備に取り組んで参ります。整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。 また、今後の検討の進捗に応じて、説明会等を実施し、地域の方々の意見を伺いながら進めて参ります。</p>	第3章 第1節 第1項1水位低下 ②遊水地の整備P3-5

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
34	HPフォーム	<p>長良川は清流として全国的に有名ですが、一方生態系的にも貴重な存在です。ダムが無い川として生態系的にもコンクリート構造物をできる限り少なくして自然保護を継続する必要があります。それにはまず、市民の声を聞いてください。例えば、岐阜市、岐阜市議会、地元自治会連合会などの意見を聞いてください。全く無視していませんか？</p>	<p>いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-1)「河川の整備にあたっては、…(略)…地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p>	<p>第3章 河川の整備の実施に関する事項P3-1</p>
35	メール	<p>(1) 第3章第1節第1項1(3)②遊水地の整備(美濃市横越)について ①環境への配慮について 遊水地は河道内に設置するものであり、現況は、河道内に、河川水流れの運搬・堆積・洗掘作用によって、多様な地盤高の地形が形成され、その上に、多様な植生が形成されるとともに多種の動物類が生育して、生態系が形成されている。 原案には、湛水面積約20ha、容量約144万m³メートルの記載があるだけで、現況がどのように改変されるかの記載がない。河川整備計画の記載として不十分であり、現況がどのように改変されるかを記載すべきである。木曾川水系流域委員会の資料によれば、対象地の河床は水平ではなく、平水位より高い堆積があり、これを掘削除去して遊水地として必要な水深(囲繞堤高)を確保するようになっている(遊水地底が水平として単純計算すれば、7.2mの水深を確保することになる)。そうすると、現況生態系は根本的に失われることが予想される。遊水地を設置するとしても、現況生態系の基盤である現況地形を改変しない遊水地にすべきである。</p> <p>②河川右岸堤防等について 現在、当該区間は国土交通大臣指定管理区間外であり、その河川管理は岐阜県によって行われている。遊水地が国土交通大臣の管理となった場合、河道の部分は、岐阜県の管理のままなのか国土交通大臣の管理となるか、明記すべである。国土交通大臣指定区間となるのであれば、遊水地の設置と同時にその堤防整備を完了することを明記すべである。 左岸堤の現況堤防高は、計画堤防高(余裕高1.5m)に達しておらず、遊水地上流側では高水位+0.3m程度しかない。したがって、左岸堤の整備補強、特に天端だけでなく裏法も洗掘対策をした耐越水堤防にすることが必要である。また、堤内地は、現在、水田が広がっていて遊水機能を有しているため、岐阜県や美濃市等に対し、当該地域を建築基準法39条の災害危険区域に指定することや都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分において市街化区域にするのを制約することを促して、その機能を積極的に保全して確保するようにすることを明記すべである。</p> <p>(2) 第3章第1節第1項4(2)第6段落について 「流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、木曾川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら検討・促進する。」は以下のように改める。 「「伝統的防災施設」である堤防不連続部(霞堤)により従来から遊水機能を有する地域については、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるだけでなく、当該地域の保水・遊水機能を適切に確保するため、関係地方公共団体に、当該地域を建築基準法39条の災害危険区域に指定することや都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分において市街化区域にするのを制約することを促して、その機能の積極的な保全に努め、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら促進する。」</p>	<p>いただいた「現況がどのように改変されるかを記載すべき」とのご意見につきましては、河川整備計画に記載すべき事項(施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要)として定められていないため、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水地の概要」に記載の通り、遊水地の整備に取り組んで参ります。</p> <p>整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p> <p>なお、当該地域は、事業着手に合わせて、大臣管理区間とする予定としています。</p> <p>また、いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-16)「流域における保水・遊水機能を適切に確保することを奨励し、従来から遊水機能を有する地域については、木曾川水系河川整備基本方針を見据えて、その機能の積極的な保全に努め、将来的な遊水地としての整備も視野に入れるなど、総合的な治水対策を関係機関と連携・調整しながら検討・促進する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p> <p>なお、「当該地域を建築基準法39条の災害危険区域に指定することや都市計画における市街化区域と市街化調整区域との区分において市街化区域にするのを制約することを促して」にあるような具体的な対策については、今後、関係機関と連携・調整しながら検討して参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1水位低下 ②遊水地の整備P3-5</p> <p>第3章 第1節 第1項4 危機管理対策(2) 被害を最小化するための取り組みP3-16</p>

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
36	メール	<p>美濃市横越における「遊水地」整備計画は取り下げるべきです。</p> <p>河道の中に建設されるこの洪水調節池計画は、遊水地と言えるものではありません。河道内に建設される「調節池」は、形を変えたダム施設に過ぎず「流域内の遊水機能を活かした洪水調節施設等によって河道への負担を低減させる」(基本方針)を見据えたものになっていません。遊水地の整備については岐阜県の「長良川流域における総合的な治水プラン」に唱われている「当流域に存在する霞堤といった伝統的な防災施設の機能や重要性」等を踏まえ、地域の治水の歴史的経過を尊重した遊水地の位置設定・整備を住民合意をえながら計画すべきものです。横越「遊水地」計画は、極めて唐突なもので、「基準地点忠節において……約200m³/sの流量低減」の帳尻あわせの計画でしかありません。受け止める側の地元住民から「河道内の遊水地が阻害物にならないか」「一つの流れにまとめるのは危険ではないか」「周辺堤防は大丈夫か」等の不安の声が出るのは当然です。横越に建設される調節池は計画湛水量・面積から高さ約8mの堅固な壁の建設が想定されます。説明資料によっては囲繞堤や周囲堤の高さが左岸堤防高さより高い絵図もあります。住民にとって最も不安なことです。また、流れの一本化により左岸堤防が顕著な水衝部となります。その水衝力と対策についても全く説明がありません。</p> <p>また、右岸横越地区については、この地区の背面山の手側から流下する水の排水が問題です。これまで、この地形的に閉ざされた地区の内水は右岸堤防に設けられた排水口によって排水されていたようです(それでも豪雨時には内水氾濫を引き起こしている)。周囲堤が建設されることにより排水不可能となりますが、その対策の説明もありません。これらの疑問には「計画中」との回答にとどまり、基本的なところで地元住民を納得されるものになっていません。基本的合意がないもとで河川整備計画に「横越遊水地」を取り入れるのは反対です。候補地選定については、伝統的治水の歴史をもち、従来から議論されてきた地域において最優先に追求すべきです。</p> <p>遊水地整備にあたっては、該当地域の土地利用規制や誘導、浸水に対応できる構造の建築物の新設・改築への助成など、自治体と連携した積極的な施策が不可欠であると考えます。計画変更案にはその提示が求められます。</p>	<p>遊水地整備に伴う中州部の河道掘削等により、従来の河道より流れをスムーズにすることで、遊水地前面において一定の水位低下効果を見込んでいます。</p> <p>内水処理についても、遊水地整備に伴いその機能が損なわれることのないよう、関係機関と調整しながらその方式・構造を検討して参ります。</p> <p>なお、堤防等の詳細な構造については地質調査結果等の結果を踏まえ、適切な構造となるよう検討し、「表-3.1.9 遊水地の概要」に記載の通り、遊水地の整備に取り組んで参ります。整備にあたっては、河川整備計画本文(P3-5)「動植物の生息・生育・繁殖環境等の環境への影響の低減に努め、地域住民の意向を踏まえつつ、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な調整・連携を図り、既往の洪水に対する当該地域の浸水被害軽減や平常時の土地利用のあり方に配慮する。」に記載の通り、取り組んで参ります。</p> <p>また、今後の検討の進捗に応じて、説明会等を実施し、地域の方々の意見を伺いながら進めて参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項1 水位低下 ②遊水地の 整備P3-5</p>

「地震・津波に対する安全性の強化」に
いただいたご意見

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
37	FAX	<p>3-13(3)地震・津波に対する安全性の強化 最大級の地震による液状化等で堤防の沈下等が発生した場合に年平均最大規模相当の高潮で被害のある箇所については、対策を実施するとあるが、海部地域で対策が出来るのか。海部地域では対応の方法がないのでは。あるとすればリックサックに靴と食料を自分で準備するようにPRを行なう。市町村職員自身も被災し、橋が無くなれば、庁舎にも行くことが出来ず、災害の把握すら出来なくなる。災害時(S.49.S.51.H12)の経験が之しく、勤務時間にも6時間という縛りがあり、自治体をあてにしない、自分で守るPRを徹底する。</p>	<p>地震・津波に対する安全性の強化に記載されている内容は、木曾川水系の流域における対策となっています。また、海部地域は日光川の流域となりますので、いただいたご意見につきましては、管理者である愛知県に共有させていただきます。</p>	-
38	FAX	<p>概念図中の沈下後堤防(対策後)について、対策とは何かがわからない。沈下しても高潮が耐えられる位の初期高さを確保することが対策？</p>	<p>いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-13)「現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動による液状化等で堤防の沈下等が生じた状態で、近年の平均年最大規模相当の高潮での浸水による被害及び施設計画で対象としている津波による被害の恐れがある箇所については、必要な対策を実施する。」に記載の通り、取り組んで参ります。なお、対策としては、天端盛土や地盤改良等を検討して参ります。</p>	<p>第3章 第1節 第1項2堤防強化(3)地震・津波に対する安全性の強化 P3-13</p>
39	HPフォーム封書	<p>長良川河口堰の津波時のゲート開閉に大きな懸念がある。大地震があったとき、電源確保の問題、機器の故障、ピアの変形など、長良川河口堰のゲートの開閉が確実に作動できるのか。津波の際には全快操作をすることになっているが、ゲートが上がらなかつたら、施設全体が大きな損傷を受け、破壊された施設の部材が押し流されて住宅等を破壊する、というシナリオも考えられる。(ゲート操作が予定通りにいったとしても、ピアの分は「障害物」であるには違いない。)長良川河口堰は、運用開始後、四半世紀経っても16%しか水が使われていない(しかも代替水源がある)。そして今後は都市用水需要は一層減少していく、という時代となった。長良川の汽水域を消滅させた長良川河口堰がもつ負の環境影響は甚大である。そう遅くないうちに老後施設となり、大規模な補修が必要になってしまう長良川河口堰は、施設更新ではなく、分析していくためにも、愛知県から投げかけられている「試験開門」を早期に実施すべきである。</p>	<p>「大地震があったとき、…(略)…長良川河口堰のゲートの開閉が確実に作動できるのか」とのご意見につきましては、地震後においても、堰としての機能を保持する性能を確保していることが確認されております。 なお、開門調査に対するスタンスとしては、河口堰を一時的でも開門すると塩水が遡上し、水利用ができなくなるため、開門調査は適切ではありません。</p>	-

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
40	HPフォーム	現在の地震対策はほとんどゼロといえるでしょう。これからでも遅くないので市民の声を聞いて進めてください。	いただいたご意見につきましては、河川整備計画本文(P3-13)「現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動による液状化等で堤防の沈下等が生じた状態で、近年の平均年最大規模相当の高潮での浸水による被害及び施設計画で対象としている津波による被害の恐れがある箇所については、必要な対策を実施する。」及び、河川整備計画本文(P3-1)「河川の整備にあたっては、…(略)…必要に応じ学識者の知見を踏まえるとともに、地域住民や関係機関と情報の共有を図りつつ実施する。」に記載の通り、取り組んで参ります。	第3章 第1節 第1項2堤防強化(3)地震・津波に対する安全性の強化 P3-13 第3章 河川の整備の実施に関する事項P3-1
41	メール	・今渡ダム下流域の坂祝町内では出水期になるとよく耳にするのですが、関西電力の「緊急放流通報システム(?)」を、被災時の警報、避難誘導などに活用できないでしょうか？ 道路の情報板などでは、警察部局と道路管理者間で相互乗り入れのルールが出来ています。インターネットの時代にはアナログの古いシステムかもしれませんが、一度検討してみる価値はあると思います。	今後、関係機関と連携調整する上での参考とさせていただきます。	-

その他のご意見

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
42	FAX	全体的に一文が長く読み辛い。また対策内容の説明が不足しているところがあり、内容が元々わかっている人にしか理解できない書き方になっている。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	-
43	メール	【別冊図面:その他の意見】 ●図面 治-13において、堤防整備の赤線がズレています。	図を修正します。	-
44	メール封書	<p>本文 第1章第2節第5項 関連</p> <p>このところ、国交省の文章には、いわば決まり文句のように「年間降水量の減少傾向と、その変動幅の拡大傾向が続いている」と記載されている。しかし蔵治・東大教授によれば、《年間降水量の「変動幅の拡大傾向」》は確かにあるが、《年間降水量の「減少傾向」》は、どのスパンでみるか(期間をどう採るか)によって変わり、科学的に証明されているとはいえない。科学的根拠が明確でないものを行政文書に繰り返し記載するのは、国民への「刷り込み／洗脳」であり、控えるべきものである。また、1994年 地盤沈下は、主に河川近辺に集中しており、降水量の少なさ→河川水の減少→乾燥による圧密が主な原因であって、「この減少は、深層地下水の過剰取水で発生するもの」とするのは誤りではないか(少なくとも科学的根拠があるとはいえない)。「年間降水量の減少傾向と、その変動幅の拡大傾向」「地盤沈下」「異常渇水対策」というフレーズは長らく都市用水の水源開発ダムを建設する理由(正当化)として使われてきた。木曾川水系では新規の都市用水の水源開発ダム建設の計画はないが、徳山ダムで開発してしまった(が、実は使い途のない)水を導水するための木曾川水系連絡導水路計画が存在している。要らないものを要ると言い募るためのフレーズとして使われ続けてきた経緯からすれば、このフレーズ(決まり文句)は使わない方向で再検討されるべきである。</p>	<p>・年間降水量のトレンドは、昭和23年～平成16年(57年間)の流域平均降水量より、近年、年間降水量の減少傾向と変動幅の拡大傾向にあるとしています。</p> <p>・東海三県地盤沈下調査会がとりまとめた「平成18年における濃尾平野の地盤沈下の状況」によると、「各自治体の公害防止条例による揚水規制が施行されるまでの昭和40年代には、地下水位が揚水量の増大により下がり続け、深部の地下水位は昭和48年頃にはT.P.-30m以下という最低値を示したが、地下水利用量削減の努力の結果、地下水位は地表近くまで回復し、公害による地盤沈下は沈静化するに至っている」としていることから、「この現象は、深層地下水の過剰取水で発生するもの」と記載しています。</p>	-

NO	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	いただいたご意見に対する考え方に関する河川整備計画(原案)における該当箇所
45	メール封書	<p>本文 第3章第1節第2項2(1)②及び3、第3章第2節第3項1(2) 関連 異常気象による「想定外」の渇水に対して、ハードで対応しようとする考え方が根本的に誤っている。「想定を超える」からこそ「異常気象」と呼ぶのであり、「想定外」の事象にハードで備えることはありえない。青天井のコストをかけることになってしまう。木曾川水系連絡導水路は、異常渇水対策としては、「下の下の策」である。「どんな異常渇水のときでも、蛇口をひねれば好きなだけ水が使える」ことなど、市民は望んでいない。市民に河川の情報を十分に提供して、前倒しで節水を呼びかけるのは当たり前。異常渇水時には、河川法53条を十分に活かしてさまざまな水利団体と連携して調整する(木曾川水系の農業用水は、フルには使われていない。場合によっては既得農業用水に十分な「敬意」を払い、かつ十分な経済的補償をしつつ融通を依頼することは十分に考えられる)。それでも足りないほど(=1994年渇水規模を遙かに超えるこれまで経験したことのない異常渇水)ときには、どうしても「足りない」のであって、導水路があれば大丈夫、という話ではない(徳山ダムに貯水した水は、底水まで使えるわけではないことは河川管理者は十分承知のこと。ダム底の「水」はほとんどない「毒水」である。ダム水位が下がり、選択取水施設の最下端で取水せざる得ないほどの渇水状況になったとき、果たして河川に流せる水質の水が採れるのかどうか、大いに疑問である)。「徳山ダムができたから導水路を作らねばならない」(ダム自体がサンクコストになるのを回避したい)という欲求から、新たな投資をすることは「コンコルドの誤謬」に他ならない。1950年代、60年代は、都市用水需要は急上昇し、いくら開発しても追いつかない、と思われていた。だが1973年のオイルショック以降、需要の伸びは低下し、開発した水が使われない「水余り」となっている。にもかかわらず「長期的・先行的」という古臭いフレーズで徳山ダムを作ってしまった。水資源開発ダム・徳山ダムは、開発水が一滴も使われない、という宿命を建設時から背負っていたのである。(でもって、もともと計画にはなかった「異常渇水対策」として無理矢理水を使おうとしている一小手先の辻褃合わせにすぎない)。異常渇水で河川水が減少しているときに徳山ダムから導水した水を河川に導水することは、河川環境にとって致命的ともいえる悪影響をもたらす可能性が高い。「木曾川のヤマトジミのため」などという笑止千万な理由を付けねばならない木曾川水系連絡導水路計画は、河川整備計画から外すべきである。</p>	<p>木曾川水系連絡導水路事業は、ダム事業の検証を行っているところです。</p>	-